## 東京都中小企業従業員融資の融資利率の引き下げ

東京都では、中小企業等で働く方の生活の安定を図るため、年末から年度末 にかけて特別対策として「中小企業従業員融資」の融資利率の引き下げを行い ます。

**1 実施期間** 令和5年12月1日(金)から令和6年3月31日(日)まで

※ 上記期間内に申込みを受け付けた分を対象とします。

(団体融資は令和6年1月31日(水)まで)

**2 実施内容** 融資利率を引き下げます。

◆家内労働者融資

◆子育て・介護支援融資 1.5% → **1.3**%

3 申込みに関する問合せ

· 中央労働金庫 電話: 0120-86-6956

・ (一社) 東京都信用組合協会 (子育て・介護支援融資のみ取扱い) 電話: **03-3567-6211** 

## ◆東京都中小企業従業員融資(特別対策)の概要◆

◆宋尔都中小正耒従耒貝咄員(特別対策)の懺安◆			
	個人融資	家内労働者融資	子育て・介護支援融資
ご利用いた だける方	中小企業に働く従業員	専業的家内労働者	下記のいずれかにあてはまる 中小企業従業員 ・育児・介護休業を取得中の方 ・妊娠から子育て期間中の方 (子育て期間:子が満20歳に達した 日以後の最初の3月31日まで) ・要介護・要支援認定を受けた 三親等以内の親族のいる方
	※お申込には条件がございますので、事前に申込窓口までお問い合わせください。		
資金使途	生活資金	一般生活資金、 作業場の改善等の資金	育児・介護休業中の生活費 又は子育て・介護に必要な費用
融資限度額	70万円 (ただし、医療費、教育費、冠 婚葬祭費、住宅の増改築費にご 利用の場合は100万円)	・一般生活資金 70万円 (ただし、医療費、教育費、冠婚葬祭 費、住宅の増改築費にご利用の場合は 100万円) ・作業場の改善等の資金 130万円	100万円
引き下げ後 融資利率	1. 6%	1. 6%	1. 3%
返済期間・ 返済方法	3年以内 (融資額が70万円を超える場合 は5年以内) 元利均等月賦返済	5年以内 (一部6か月の据置期間有) 元利均等月賦返済	据置期間経過後5年以内 (据置期間:育児休業は子が1歳6か 月に達するまで、介護休業は12か月 を限度) 元利均等月賦返済
保証	(一社) 日本労働者信用基金協会による保証 ほか		

## ※団体融資とは

労働組合等の団体に対し、団体の構成員(中小企業労働者)が年末時に必要とする季節的な資金を融資する制度です。

- ・融資対象者・・・中小企業労働者で組織された労働組合等
- ・資金使途・・・臨時手当の遅欠配による生活資金など
- ・融資限度額・・・団体構成員一人につき70万円 かつ 一団体5,000万円
- ・返済期間・・・120日以内の一括返済
- ・利率・・・年1.6% (引き下げ後)
- ・申込受付期間・・・令和6年1月31日(水)まで